

## ポジティブリスト制度の対象となる材質

### 1. 「検討会取りまとめ」等における方向性

- まずは合成樹脂を対象としてポジティブリスト制度を導入すべき。
- 熱硬化性樹脂については、諸外国の状況や業界団体による自主管理の状況等を踏まえ、制度導入の時期や方策に十分配慮すべき。
- 合成樹脂と他の材質を組み合わせた製品についてもポジティブリスト制度の対象とする必要がある。
- 金属、紙、印刷インキ、接着剤等の合成樹脂以外の材質については引き続き、必要性や優先度の検討を行うべき。

### 2. 前回までの議論

- 合成樹脂のうち熱可塑性樹脂を対象としてポジティブリスト制度を先行導入することについて
- 熱硬化性樹脂をポジティブリスト制度の対象とすることについて
- 器具・容器包装の食品に接触する部分に使用される合成樹脂をポジティブリスト制度の対象とすることについて

#### 【主な意見（概要）】

- ・ 熱可塑性樹脂を対象にポジティブリスト制度を先行導入することは、前検討会の取りまとめの趣旨にも合致している。（第1回）
- ・ 熱硬化性樹脂が対象となることについては歓迎する。（第2回）
- ・ 熱硬化性樹脂とコーティングは対象とする方向性が望ましい。（第2回）
- ・ 熱硬化性樹脂、コーティングや接着剤をポジティブリスト制度に組み込む方向性には賛同。ただ、熱可塑性樹脂と同じスピードで進める必要性については検討が必要。（第2回）
- ・ 輸入品の安価な缶詰等のコーティング樹脂も対象にすべき。（第2回）
- ・ コーティング剤について、米国規制は捕捉できても、EU規制が十分捕捉できていない可能性もあり、十分な検討の後にポジティブリスト制度に取り込めば良いのではないか。（第2回）
- ・ 食品に接触する接着剤は、規制の対象にすべき。（第2回）
- ・ 合成樹脂を対象とする理由については、しっかり対応してきたためと解釈させていただければ有り難い。（第1回）
- ・ 現実的な観点で、合成樹脂や接着剤等、優先順位は設定できる可能性がある。（第2回）

### 3. 本日の検討事項

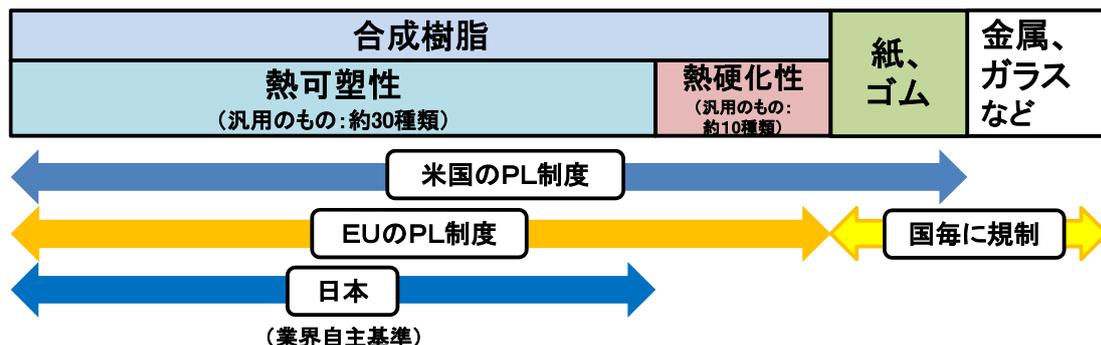
#### ○ 前回までの議論を踏まえた整理案

- ・ ポジティブリスト制度の対象は、合成樹脂（熱可塑性樹脂、熱硬化性樹脂）とする。
- ・ 器具・容器包装の食品に接触する部分に使用される合成樹脂は、その用途に関わらずポジティブリスト制度の対象とする。
- ・ 食品に接触しない部分に使用される合成樹脂は、その成分が食品に移行する場合はポジティブリスト制度の対象とする。

### 4. 次回以降引き続き検討する事項

#### ○ 金属、紙等の材質についてポジティブリスト制度とする必要性や優先度等について

# 我が国と欧米における規制の比較



## ○米国: ポジティブリスト制度

合成樹脂及び紙・ゴムについて、1958年から連邦規則集に掲載された化学物質のみが使用できるポジティブリスト制度。合成樹脂については、ポリマーの種類ごとに、使用可能なモノマー、添加剤やその含有量が規定。これに加え、2000年から、承認の迅速性を図るため、個別製品ごとに申請者に限定して使用可能とする制度(食品接触物質上市前届出制度(FCN))が新設された。原材料事業者を含め、適正製造規範(GMP)のもとで製造されることが要求されているが、事業者間の情報伝達に関する特段の規定はなく、自主管理・自己宣言に任されている。

## ○欧州(EU): ポジティブリスト制度

合成樹脂について、2010年からポジティブリスト制度。モノマー、添加剤ごとに、溶出量や使用条件等が規定されている。また、製品及びその材料を構成する成分の総溶出量についても規定されている。原材料事業者を含め、適正製造規範(GMP)に従った製造を義務づけるとともに、事業者間の情報伝達のため、適合宣言書の製品への付帯が義務づけられている。

## ○日本: 食品衛生法ではネガティブリスト制度

これに加えて、熱可塑性樹脂に関しては、三衛協による自主基準(化学物質約1,500種のポジティブリストと衛生試験法)と自主基準への適合性を証明する確認証明制度が設けられている。

# 「合成樹脂」のポジティブリスト制度の対象範囲

## 合成樹脂の分類(概要)

	熱可塑性樹脂	熱硬化性樹脂
プラスチック	熱可塑性プラスチック 例) ポリエチレン、ポリスチレン	熱硬化性プラスチック 例) メラミン樹脂、フェノール樹脂
エラストマー	熱可塑性エラストマー 例) ポリスチレンエラストマー、スチレン・ブロック共重合体	ゴム(熱硬化性エラストマー) 例) ブタジエンゴム、ニトリルゴム
補足	架橋構造なし	架橋構造あり

## 対応方針(案)

- 「ゴム」は「熱可塑性がなく、架橋構造を有する高分子の弾性体」とし、合成樹脂とは区別する。
- 「ゴム」を除く部分については合成樹脂として取り扱い、ポジティブリスト制度の対象とする。

# 器具・容器包装の構造例

